

議員提出議案第16号

ライドシェア導入への慎重な検討と、安心・安全で快適なタクシー利用の実現を求める意見書

上記の議案を提出します。

平成29年12月12日

中野区議会議長 いでい 良輔 殿

提出者	中野区議会議員	高橋	かずちか
		小林	ぜんいち
		伊東	しんじ
		平山	英明
		大内	しんご

ライドシェア導入への慎重な検討と、安心・安全で快適なタクシー利用の実現を求める意見書

東京のタクシーは、区民等にとって安心・安全で快適・便利な交通機関として、日常生活や地域の経済活動を支える役割を担っている。今後はさらに、高齢者、移動に制約のある方、妊産婦や子どもなどへの対応並びにタクシーの特性を生かした防犯や防災等の取り組みを通じて地域社会に貢献し、社会ニーズに的確に対応することが期待されており、そのためには、安全機能を装備した次世代のタクシー車両の導入や若者・女性が活躍する職場への転換など様々な取り組みが求められている。

このため、東京のタクシー業界は、2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功の一翼を担うべく、世界初のLPGハイブリッド・UD車両の導入推進や多言語対応タブレットの設置、さらに車体への2020年東京オリンピック・パラリンピックエンブレム貼付や専用ナンバーの導入を推進するなどのサービス面を強化することにより、急増する訪日外国人旅行客の移動手段、高齢者や障害者に「やさしいタクシー」として対応していくこととしている。

一方、本年9月に1年ぶりに再開した政府のシェアリングエコノミー検討会議や未来投資会議等においてライドシェア実現のための法的環境整備について議論を進めている。

しかし、ライドシェアは道路運送法、道路交通法、労働基準法等、国の様々な法令を遵守し、安全確保のため多大なコストをかけて国民に安全かつ安心な輸送サービスを提供しているタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下成立した改正タクシー特措法の意義を著しく損なうものである。

また、ライドシェアは、運転者を雇用者としてではなく独立した個人事業主と位置づけ、労働関係法令の規制を逃れており、「働き方改革実行計画」が目指す社会にも逆行するものである。

よって、中野区議会は国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 都民の安心・安全に極めて大きな懸念のあるライドシェアの導入については、慎重な検討を重ねること。
- 2 公共交通機関の役割を担っているタクシーが、より安心・安全で快適・便利な公共交通機関として利用することができるよう必要な諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣

総務大臣
法務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

中野区議会議長名